

普遍主義的自由理論は、軍事支援を正当化しうるのか

米田 恵（大阪大学人文学研究科）

発表要旨

S. ジジエクは、個別国家の自主決定権としての「自由」を普遍主義的に擁護する立場から、国際社会によるウクライナへの軍事支援を正当化している。ジジエクのこの主張に対して本論では、カント的な普遍主義的自由理論に基づいた法的平和論の立場からの応答を試みる。カントは『永遠平和のために』（以下『平和論』）において、人間の間での平和状態は「法的状態」においてのみ構築されうると主張する。ところで、カントの「法」は「自由」の概念に基づいたものとして体系化されている。『人倫の形而上学』では、人間の「自由」を普遍的に可能にする条件の総体が「法」として定義され、その含意が展開される。自由を普遍主義的に追求するカントの法の考察は、公法の状態の設立が理性的に必然的であることを論証している。それゆえ、『平和論』において唯一平和を可能にするとされている「法的状態」は、普遍主義的な自由概念からの必然的帰結である。

本発表では、『人倫の形而上学』において公法の必然性を導くカントの論証の検討を通じて、ジジエクの主張が一貫して「自由」に基づいた「普遍主義的」なものではありえないということを指摘する。まず、カントが「法」と「自由」の概念を相関的なものとして定義し、「法」を人間の普遍的「自由」を可能にする秩序体系として構想しているのを確認する。次に、私法論の最後で公法が要請される際のカントの論証から、所有の配分に関する原理的な不確定性が、公法の必然性を正当化していることを確認する。さらに、公刊された著作では明示されなかった、公法の必然性に関するもう一つの可能性を検討する。それは、「法」における「自由」それ自体の不確定性からすでに、公法の必然性が帰結するという議論である。これらの考察により、いまだ共通の法的体制のもとにはない主体にとって、「自由」の内実は、法的体制の設立に先立っては規定されえないということが明らかになる。その場合、普遍主義的な自由理論に基づいた平和的關係構築のための方策は、決して軍事支援などではなく、自由の内実を協同で規定する体制に向けた条件の整備でなければならないはずである。